

厚木市景観条例の改正及び厚木市景観計画の改定の方針に係る 意見交換会

意見交換会の名称	厚木市景観条例の改正及び厚木市景観計画の改定の方針に係る意見交換会	
開催日時	令和8年3月11日（水） 午後7時00分から 午後7時55分まで	
開催場所	厚木市役所第二庁舎 16階会議室A	
参加者数	2人	
担当課	都市みらい部都市計画課	
結果公開日	令和8年3月24日（火）	
会議の経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶 3 厚木市景観条例の改正及び厚木市景観計画の改定の方針について 4 意見交換 5 閉会 	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	景観まちづくりアンケート調査において、選挙運動に関連した看板に対する市民からの意見はあったか。	市民の皆様を対象として令和6年度に実施した景観まちづくりアンケート調査では、選挙運動に関連した看板に対する意見等はありませんでしたが、類似の内容として、「良好な景観形成を損ねていると感じるものはどのようなものですか。」という設問に対し、「屋外広告物や案内標識」と回答した方の割合は12%でした。

2	<p>選挙運動に関連した看板の設置について、後援会により設置される看板は法令で認められているが、その他の選挙運動に関連した看板について規定があるか。</p>	<p>屋外広告物は、屋外広告物法及びこれに基づく神奈川県屋外広告物条例（以下これらを「屋外広告物法等」と言います。）により規制されていますが、他法令に基づく掲出物等については、屋外広告物法等の規制の対象外となります。このため、選挙運動に関連した看板等で、公職選挙法に基づく掲出物については、屋外広告物法等の規制の対象外と考えます。</p>
3	<p>市民等からの提案制度について説明があったが、新たな景観阻害要因や、他法令で認められている屋外広告物があるなど、景観の意味が抽象的で、市民に伝わりにくいと感じるが、今後、どのように市民から提案をもらう考えか。</p>	<p>景観の意味が抽象的であり、市民の皆様に伝わりにくいものであることは、課題として認識しております。こうした中で、新たな景観阻害要因については対応しなければならないことから、景観に関する市民の皆様への啓発が重要であると考えております。</p> <p>本市の取組として、市民の皆様を対象にした景観まちあるき事業を令和6年度に開催したほか、市主催のイベント等において景観に関する展示を行うなどの啓発活動を行っております。</p> <p>今後も、このような啓発活動を通じて、市民の皆様に景観に対する興味や関心を持っていただき、景観について一緒に考えていきたいと思っております。</p>
4	<p>屋内広告物は、景観法で規制できるか。</p>	<p>屋内広告物は、景観法や屋外広告物法等の規制対象ではありませんので、屋内広告物の設置に係るガイドラインのようなものを作成してお示しすることで、事業者の皆様にご協力いただくことを考えています。</p>

5	<p>屋内広告物のガイドラインの作成において、実効性を持たせるため、商店会や商工会議所、宅建協会などの関係団体に協力してもらいながら進めてはどうか。</p>	<p>商店会など、関係団体の皆様の御協力をいただいで進めていくことは重要と考えています。屋内広告物のガイドラインの作成に当たっては、今後、どのような進め方がよいか検討していきます。</p>
6	<p>市民から見ると、窓ガラスの内側から掲出される屋内広告は、上階の店舗の場所が分かりやすい。建物の壁面から突出する屋外広告は、人混みやビルが建ち並ぶと見えにくく、落下の危険性もある。危険性のある屋外広告物と屋内広告物の規制のバランスは難しいと思う。</p>	<p>屋外広告物法等で既に規制されている屋外広告物と、法令による規制のない屋内広告物の規制のバランスは、屋内広告物のガイドラインの作成に当たり重要なポイントと認識しています。いただいた御意見を参考に、検討を進めていきます。</p>
7	<p>屋内広告物が掲出されている数は、自治体によって差があると感じる。屋内広告物の掲出を認めていない自治体もあるのではないか。</p>	<p>屋内広告物の掲出が少ない地域の場合、地区計画等の他の都市計画制度で、屋内広告物の掲出を規制している可能性が考えられます。どのような方法で屋内広告物の掲出を規制しているか、研究を進めていきます。</p>
8	<p>議員を引退した人の看板が公衆で掲出され続けている場合があるが、景観にも影響を及ぼすため、そのような看板を撤去する仕組みを検討してもらいたい。</p>	<p>公職選挙法など、他の法令に基づいた看板の掲出の場合は、屋外広告物法等の規制の対象外となりますが、選挙運動に関連した看板等について、どのような対応が可能か、選挙事務の所管課と連携を図り、検討していきます。</p>
9	<p>景観阻害要因の中に空き家があったが、今現在、市内に空き家は何戸あるか。</p>	<p>厚木市空家等対策計画によると、令和3年度現在で、空き家の件数は844戸あります。</p>

10	<p>空き家は景観にも良くないが、火災や犯罪等の危険性もあるため、市と自治会が連携し、所有者による撤去を行うなどの対策をできるだけ早く講じるよう、景観の観点からも働きかけてもらいたい。</p>	<p>空き家は景観を損ねるだけでなく、放火や倒壊等の危険性があるものと認識しております。頂いた御意見は、空き家対策の所管課にお伝えし、景観の観点を含めた空き家の影響と対策について、どのような対応が可能か検討していきます。</p>
----	--	--